

## 第 45 回中学生人権作文募集実施要領

### 1 目的

次代を担う中学生が人権問題について作文を書くことによって、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身に付けることを目的に実施します。

### 2 主催

厚木市人権擁護委員会、厚木市、厚木市教育委員会

### 3 作品の募集

#### (1) 対象

市内中学校に在学する生徒

#### (2) 内容

日常の家庭生活、学校生活、グループ活動あるいは地域社会との関わりなどの中で得た体験等を通じて、基本的人権の重要性、必要性について考えたことなどを題材としたものとします。

#### (3) 表示

**題名、学校名、学年及び氏名(ふりがなを付けること)を明記し、400字詰め原稿用紙5枚以内とします。**外国語、点字若しくは録音テープで作文を作成した場合は、それぞれ400字詰め原稿用紙5枚以内の翻訳文、墨字又は反訳文を付けてください。

※ **鉛筆(筆圧の弱い方は2B以上)でお願いします。**

※ 原稿用紙左上にホチキス留めをしてください。

※ 原稿用紙5枚を超えた場合は、審査の対象外となります。

※ 手書き、パソコン等で作成したものいずれも可とします。

#### (4) 締切日

**令和8年9月1日(火)**

#### (5) 問合せ先

厚木市市民交流部市民協働推進課 担当：小林(電話：046(225)2215)

#### (6) 応募方法

各学校で取りまとめの上、**応募者名簿(任意の書式可)を添えて**応募してください。

### 4 入賞発表

9月下旬～10月上旬頃、対象生徒及びその保護者には、学校経由で通知します。

### 5 表彰等

(1) 優秀賞8編程度(厚木市長賞1編、厚木市教育委員会教育長賞1編を含む)

(2) 12月5日(土)に優秀作品の表彰式を行います。

## 6 その他

- (1) 応募作品は未発表のものに限ります。
- (2) 盗作や不適切な引用等、既に発表済の著作物を不正に利用した作文を提出したものと認められた場合は、審査の対象外とします。
- (3) 生成A Iを利用して作成したものを自己の作品として提出した場合は、審査の対象外とします。
- (4) 応募作品の著作権は、主催者に帰属します。
- (5) 優秀作品の中から数編を第45回中学生人権作文コンテスト厚木協議会（厚木人権擁護委員協議会（7市1町1村で構成）及び横浜地方法務局厚木支局主催）に提出し、優秀作品は上位大会に提出することになります。
- (6) 特別に表現等に問題があるもの以外、各学校で選抜せず、全応募作品の提出をお願いします。
- (7) 作品の利用及び公表については、学校経由で別途通知します。なお、公表の同意については、本人及び保護者（作文中に特定できる第三者がいる場合は、第三者を含む）へ確認を行います。
- (8) 応募作品の返却はいたしません。